

グッドガバナンス認証審査委員会設置要領 別紙

「グッドガバナンス認証審査委員会遵守項目」

グッドガバナンス認証審査委員会（以下「本委員会」という。）は、グッドガバナンス認証制度において、公平・公正な認証審査を行うために、以下の各項目に掲げられている規定内容を遵守する。

- I. グッドガバナンス認証審査委員会の倫理に関する基本原則
- II. グッドガバナンス認証審査委員会の委員規範
- III. 守秘義務に関する覚書（別添）

I. グッドガバナンス認証審査委員会の倫理に関する基本原則

【基本原則】

1. 公共の利益への責任
認証審査に携わる者は、認証審査を通じ、特定の人々だけではなく、公共の利益に貢献する責任を有する。
2. 誠実かつ公正な職務の遂行
認証審査に携わる者は、認証審査の全てのプロセスにおいて、誠実かつ公正に職務を行う。
3. 人々への敬意
認証審査に携わる者は、情報提供者、受益者等の認証審査対象の団体に関わる広範な人々の文化的・社会的な背景に配慮し、人々の安全を含む人権と人としての尊厳を尊重する。
4. 独立性
認証審査に携わる者は、認証審査の客観性を損なう圧力を排除し、自らその独立した立場で審査に関与するとともに、他の委員をはじめとする関係者の独立性を重んじる。

II. グッドガバナンス認証審査委員会の委員規範

グッドガバナンス認証審査委員会は、その構成する各委員において、本委員会の認証審査における倫理に関する基本原則（以下「基本原則」という。）を踏まえて、その認証審査にあたり遵守すべき事項を、委員規範として以下のとおり定める。

1. 公共の利益への責任
 - (1) 基本原則を遵守し、グッドガバナンス認証制度の目的及び要件を十分認識して、評価

員の評価情報及びJCNE事務局の評価判定を踏まえて、認証候補団体の組織運営や事業取組みが継続的に適切に行われていることについて、NPOセクターの状況や社会環境、社会的規範なども考慮し、的確に認証審査を行い、また認証制度に対する助言を行います。

2. 誠実かつ公正な職務の遂行

- (2) 認証基準及び日本評価学会による「評価倫理ガイドライン」に適合していることのみをもって、認証審査を行うことなく、自身の専門的見地から適切な注意を払い、公正かつ公平に客観的な判断を下すことを心がけます。
- (3) 認証候補団体と利害関係にある場合は、必ず認証審査前にその旨を申し出ます。
- (4) 認証審査に関し知り得た秘密をJCNEの承諾なしに他に漏らしません。

3. 人々への敬意

- (5) 特定の認証候補団体や特定の評価員が担当した評価結果に対して、偏見を持ったり、特別な便宜を図ったりしません。

4. 独立性

- (6) 本委員会での認証審査にあたり、JCNE事務局の説明や他の委員の意見に耳を傾け、真摯に検討・議論をした上で、独立性をもって認証付与に対する意見を表明します。
- (7) 認証制度の独立性（公平性・公正性）を損なう恐れのある行為を行いません。また、そのような疑いを与える行為についても行いません。

Ⅲ. 守秘義務に関する覚書（別添）

委員就任時に締結している「守秘義務に関する覚書」の内容を遵守する。

以上